

# 1. 住民登録に関する手続き

## ① 個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カードを持っていた方

手続き	個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カードの返却		
期限		手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	□ 亡くなられた方の個人番号カード、通知カード、住民基本台帳カード		
詳細	<p>・亡くなられた方が、個人番号カード等をお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となりますので、返却をお願いします。</p> <p>【個人番号カードの返却について】</p> <p>・相続等の手続きで、亡くなられた方のマイナンバー(個人番号)を求められる場合があります。相続等すべてのお手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。</p> <p>・すべてのお手続き終了後の返却で問題ありません。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

## ② 印鑑登録をしていた方

手続き	印鑑登録証(カード)の返却		
期限		手続きできる人	どなたでも可能
持ち物	□ 亡くなられた方の印鑑登録証(カード)		
詳細	<p>・亡くなられた方が、印鑑登録をしていた場合、死亡日をもって印鑑登録は廃止となります。</p> <p>・印鑑登録証(カード)をお持ちの場合は、返却をお願いします。</p> <p>・返却が難しい場合は、はさみ等で細かく切って処分してください。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		

## ③ 世帯主だった方

手続き	特に必要な手続きはありません。		
期限		手続きできる人	役場が世帯主変更手続きをします。
持ち物	□ 特になし		
詳細	<p>・亡くなられた方が、世帯主であった場合、死亡届出時に新しく世帯主とされる方を確認後に、住民課で変更手続きを行います。</p> <p>・届出時に確認できなかった場合は、お電話にて確認する場合があります。</p>		
問合せ先	住民課（総合庁舎1階・1番・ピンク色の窓口） ☎0748-58-3702		